

農学研究院・農学部教員選考における資格審査基準の指針

- 1 本指針は、農学研究院・農学部教員選考規程第10条に基づく資格審査委員会の資格審査（以下「資格審査」という。）の適切な遂行に資することを目的とする。
- 2 資格審査は、次の大項目ごとに行い、それらに基づき資格の適否を総合的に判定する。
 - (1) 履歴（年齢，学歴，職歴）
 - (2) 教育実績
 - 1) 授業実績
 - 2) 卒業論文等指導実績
 - 3) その他の教育に関する実績・資格等
 - (3) 研究業績
 - 1) 学位（博士）論文又はこれに匹敵する学術論文・研究報告
 - 2) 上記以外の主要な学術上の論文・著書・研究報告
 - 3) その他の論文・解説（書）・報告等
 - 4) 学術上の賞等
 - 5) 最近10年間に受けた研究助成金等
 - 6) 国際学術会議における講演・報告等
 - 7) 所属する学会及び役員等の経験
 - 8) その他（特許，芸術作品，技能証明書，電子媒体著作物等）
 - (4) 職域・社会における活動
 - 1) 職域における重要な役職等の経験
 - 2) 官庁・団体等の委員会等の委員の経験
 - 3) 教育研究活動に関連する資格等
 - 4) その他（NPO，NGO等の参加の経験，地域・社会における活動状況等）
 - (5) 参考事項
 - 1) 教育への抱負
 - 2) 過去における研究業績の概要と今後の研究方針
 - 3) その他
- 3 上記2－(2)に関わる審査においては、過去における教育（講義担当）への関与，実験・実習教育への関与，専門分野における高度の技術・技能，専攻分野における優れた知識及び経験，教育研究業務を推進する上で特段の経験等を十分勘案するものとする。
- 4 上記2－(3)に関わる審査においては、「学術公表論文等の評価に関する基準」を適用し、その適用に当たっては、下記の事項に留意するものとする。
 - (1) 研究分野ごとの研究の特質や学術論文公表方式等の相違に十分配慮し、また、学術論文の総数とともに、単著共著の別，共著における筆頭著者論文，責任著者論文，その他の共著論文等の別等を十分勘案して，総合的に研究業績を評価するものとする。
 - (2) 実習等を含む教育活動の実績及びフィールド管理業務等現業業務の実績において特段の優れた実績を有する者に対しては、弾力的に適用するものとする。

5 テニュアトラック教員の5年目のテニュア付与審査に当たっては、次の(1)または(2)の資格審査基準、「学術公表論文等の評価に関する基準」及びテニュアトラック教員採用後6ヶ月以内に設定した審査基準に基づき総合的に判定する。3年目のテニュア付与審査においては、5年目のテニュア付与審査基準を上回る実績の有無を判定する。

但し、(1)においてテニュアトラック期間中に特段の研究業績をあげたテニュアトラック教員(本指針の改正日である平成26年7月9日以降採用の者に適用する。)については、以下の数値基準の定めに拠らずテニュア付与の判定を行うことができるものとする。

(1) テニュア(准教授または講師): テニュアトラック期間中の教育実績、研究業績【筆頭あるいは責任著者としての学術公表論文5編以上】及び職域・社会における活動

(2) テニュア(助教): テニュアトラック期間中の教育実績、研究業績【「学術公表論文等の評価に関する基準」(助教としての公表論文基準)の規定に拘らず、筆頭あるいは責任著者としての学術公表論文3編以上】及び職域・社会における活動

学術公表論文等の評価に関する基準

研究上の業績としては、下記記載のガイドラインに従うものとする。学術公表論文とは、国内にあっては学術会議登録学協会が発行する学術雑誌等に掲載されたものを指し、国外にあっては、Current Contents 等に挙げられている学術雑誌等に掲載されたものを指す。

いずれの場合においても、厳格な第三者による審査制度を持った学協会が責任編集する雑誌等に掲載された学術論文でなければならない。なお、研究機関、教育機関等において印刷公表された報告書や紀要等に関しては、その内容が学術論文に相当するか否かの判断を選考委員会が行い、その判断基準に関し選考委員会委員長は教授会にて報告するものとする。

単著書に関しては、選考委員会は当該著書を厳格に評価することを基本とするが、困難な場合にあっては、評価できる者を学内から選出し、その者による当該著書の評価を受けることができるものとする。

○ 教授としての公表論文基準

25編以上(最近5年間の論文数5編以上:筆頭あるいは責任著者論文数は10編以上)とする。なお、学術論文が共著である場合、当該論文における役割について記載することとする。

○ 准教授としての公表論文基準

15編以上(最近5年間の論文数5編以上:筆頭あるいは責任著者論文数は7編以上)とする。なお、学術論文が共著である場合、当該論文における役割について記載することとする。

○ 講師としての公表論文基準

10編以上(最近5年間の論文数5編以上:筆頭あるいは責任著者論文数は5編以上)とする。なお、学術論文が共著である場合、当該論文における役割について記載することとする。

○ 助教(テニュアトラック教員を含む)としての公表論文基準

5編以上(最近5年間の論文数4編以上:筆頭あるいは責任著者論文数は3編以上)とする。なお、学術論文が共著である場合、当該論文における役割について記載することとする。